

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく公安委員会及び警察本部長の「申請に対する処分」に係る審査基準

（令和5年5月16日設定）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく公安委員会及び警察本部長の「公文書の開示請求に対する処分」（第11条第1項及び第2項）については、別紙「知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準」の例による。